

我孫子市子ども・子育て会議条例

平成25年 6 月 26 日

条例第20号

（設置）

第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、我孫子市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 我孫子市こども総合計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる任務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

（令7条例25・一部改正）

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 若者（おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。）
- (7) 公募の市民

（令7条例25・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第2項第7号に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

（令7条例25・一部改正）

（会長及び副会長）

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（令7条例25・一部改正）

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、子ども部子ども支援課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
別表第1（第2条関係） （1）の表 略 （2） 附属機関の委員等	別表第1（第2条関係） （1）の表 略 （2） 附属機関の委員等														
<table><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td>社会教育委員 の項から建築 審査会委員の 項まで 略</td><td>略</td></tr><tr><td>消防審議会委 員</td><td>日 7,000円 額</td></tr><tr><td>子ども・子育 て 会議委員</td><td>日 7,000円 額</td></tr></table>	区分	報酬の額	社会教育委員 の項から建築 審査会委員の 項まで 略	略	消防審議会委 員	日 7,000円 額	子ども・子育 て 会議委員	日 7,000円 額	<table><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td>社会教育委員 の項から建築 審査会委員の 項まで 略</td><td>略</td></tr><tr><td>消防審議会委 員</td><td>日 7,000円 額</td></tr></table>	区分	報酬の額	社会教育委員 の項から建築 審査会委員の 項まで 略	略	消防審議会委 員	日 7,000円 額
区分	報酬の額														
社会教育委員 の項から建築 審査会委員の 項まで 略	略														
消防審議会委 員	日 7,000円 額														
子ども・子育 て 会議委員	日 7,000円 額														
区分	報酬の額														
社会教育委員 の項から建築 審査会委員の 項まで 略	略														
消防審議会委 員	日 7,000円 額														
（3）の表及び（4）の表 略	（3）の表及び（4）の表 略														

（委員の任期の特例）

3 平成31年7月31日に第4条第1項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則（平成31年3月25日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。